

「第4次大分県DV対策基本計画」について

計画の位置づけ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく都道府県基本計画

計画期間 平成29年度～平成36年度

基本理念 配偶者等からの暴力のない社会を目指して

基本目標Ⅰ 暴力根絶のための 啓発と教育の充実

重点施策

1 暴力を許さない社会意識の醸成

- ・ DVに関する研修や学習機会の充実
- ・ 多様な広報媒体をつかった啓発
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動の充実

2 若年者に対する人権教育・DV予防啓発の推進

- ・ 学校における人権教育の充実
- ・ 中学・高校・大学生向けDV予防啓発
- ・ 教職員・相談員・保護者に対する研修

3 DVに関する調査・研究

- ・ 被害者に関する調査・研究
- ・ 加害者への効果的な対策の検討

基本目標Ⅱ 迅速な通報・相談しやすい 体制づくり

重点施策

4 迅速な通報につながる体制整備

- ・ 医療関係者等に対する周知や研修
- ・ 福祉関係者等住民に身近な人々への理解促進
- ・ 児童虐待防止関係機関等との連携

5 相談体制の充実・強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実・機能強化
- ・ 警察の相談体制の充実・強化
- ・ 市町村の相談機能の強化
- ・ DV・性暴力の相談窓口の周知、広報

6 相談従事者等の資質の向上

- ・ 相談従事者向け研修の充実

7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者への適切な対応

- ・ 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者への相談の充実
- ・ 外国人向けリーフレットの活用
- ・ 障がい者向けリーフレットの活用

基本目標Ⅲ 安全で安心できる 保護体制づくり

重点施策

8 緊急時の安全確保

- ・ 被害者の安全な移送の確保
- ・ 避難場所の確保

9 一時保護体制の充実

- ・ 一時保護所の整備・充実
- ・ 一時保護委託先の拡大等
- ・ 県外施設等との連携

10 保護命令発令に対する適切な対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターの対応
- ・ 警察の対応
- ・ 教育委員会の対応

基本目標Ⅳ 被害者の自立に向けた 支援の展開

重点施策

11 被害者への心理的支援

- ・ 回復のための心理的ケアの充実
- ・ 被害者のエンパワーメント

12 同伴児等への支援

- ・ 心理的ケアの充実
- ・ 児童相談所との連携
- ・ 医療機関との連携
- ・ 学校、教育委員会の対応

13 生活基盤確立のための支援

- ・ 住宅確保のための支援
- ・ 就労のための支援
- ・ 市町村等と連携した各種制度の活用

14 地域でのフォローアップの充実

- ・ 一時保護終了後の継続的支援
- ・ 子どもの支援に関わる関係機関の連携

基本目標Ⅴ 推進体制の整備

重点施策

15 関係機関の顔が見えるネットワークづくり

- ・ DV被害者支援関係機関の連携の充実

16 市町村の被害者支援体制整備への支援

- ・ 市町村基本計画の策定と市町村配偶者暴力相談支援センターの設置等への支援
- ・ 支援ネットワークづくり
- ・ 地域における支援者の養成

17 NPO等民間団体との連携と協働

- ・ 民間団体との連携と協働
- ・ 民間団体への活動支援

18 おおいた性暴力救援センターとの連携

- ・ 性的暴力を受けた被害者へのきめ細かな対応

19 被害者等に係る情報の保護

- ・ 情報の適切な管理と秘密の保持

20 苦情解決体制の整備

- ・ 相談機関の苦情解決体制の充実
- ・ 公正な苦情解決

取組状況や成果を公表する項目

DVを未然に防止し、被害者が相談しやすい対策等を講じるため、新たに「取組状況や成果を公表する項目」を設定（計14項目）

- | | | | |
|------|-----------|-------------------------|--------------------|
| 主な項目 | [基本目標Ⅰ] | ○ デートDV防止セミナーの受講者数 | (平成27年度実績値：3,437人) |
| | [基本目標Ⅱ] | ○ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 | (平成27年度実績値：485件) |
| | [基本目標Ⅱ] | ○ DV相談員等研修会の受講者数 | (平成27年度実績値：187人) |